

長野県松本あさひ学園指定管理者候補者の選定結果

県民文化部こども・家庭課

長野県松本あさひ学園については、平成 27 年 7 月より指定管理者を公募しておりましたが、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。

今後、地方自治法の規定に基づき長野県議会での議決を経て、知事が指定する予定です。

記

1 施設名

長野県松本あさひ学園

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 入所者の入所に関する業務
- (2) 入所者に対する心理学的治療及び生活指導に関する業務
- (3) 退所者に対する相談その他の援助に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に付帯する業務

3 指定管理者候補者

- (1) 候補者名
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
- (2) 所在地
長野県長野市若里七丁目 1 番 7 号
- (3) 代表者名
理事長 和田 恭良

4 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（5 年間）

5 選定方法等

- (1) 公募・非公募の別
公 募
- (2) 公募期間
平成 27 年 7 月 23 日～平成 27 年 9 月 10 日
- (3) 応募者名
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
- (4) 選定委員会による選定
「長野県松本あさひ学園指定管理者選定委員会」を設置し、平成 27 年 10 月 13 日に選定委員会を開催し、指定管理者候補者を決定しました。

6 選定委員会における審査結果

審査基準	配点	(社福) 長野県社会福祉事業団 (候補者)
施設の運営方針の内容	20	16.0
収支計画の内容	10	7.1
指定管理料	10	10.0
サービスの内容	30	23.1
施設管理の内容	20	14.9
安定的な経営基盤の内容	10	7.7
計	100	78.9

7 選定理由

候補者：社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

審査点：78.9点

選定理由：・現在の指定管理業務を適切に行っており、これまでの実績やノウハウを今後の管理運営に活かし、さらに充実した施設運営を期待することが出来る。
・職員体制や安定した支援サービスの内容等、運営面・経営面ともに情緒障害児短期治療施設を運営する指定管理者として適当である。

8 指定議案提出予定時期

平成 27 年 11 月議会